

仕 様 書

1 業務の名称

教育旅行向け SDGs プログラム更新業務

2 背景及び目的

昨今の教育旅行では新学習指導要領に適応する「SDGs」や「探求学習」等を取入れた体験型の学びを重視する傾向が強まっていることを受け、当市では令和3年度に教育旅行向けの SDGs プログラム22本の造成を行ったところである。教育旅行の目的地は約2年前に決定されると言われており、コロナ禍より回復するなかで、当プログラムへの問合せや受入数は着実に増加しているところであるが、一方で実施施設側からプログラムの内容等について一部を改善・変更したいといった要望がある。

また、国内では地域の特色を生かした体験型プログラムを整備し、誘致強化を図る自治体が年々増加しているという現状もあり、当市としても今後さらに市内を訪れる学校数を増やし、また滞在日数を伸ばしていくためには、よりよいプログラムを提供できるよう整備しておくことが重要である。

このため本業務において、令和3年度に造成した教育旅行向け SDGs プログラムの内容を更新するものである。

3 業務期間

契約締結日から令和6年1月31日（水）まで

4 業務内容

現行の SDGs プログラム 22 本について調査及び内容の更新を行う。

<札幌市 HP : SDGs プログラム冊子の紹介ページ>

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/kyouikuryoko/sdgs.html>

(1) プログラムの実施状況等の聞き取り

各事業者へ電話等により現在のプログラムの実施状況（問合せ状況、受入状況等）及び変更希望事項等について聞き取り調査を行う。

(2) プログラム内容の調整及び更新

(1)の調査結果をもとに、プログラム内容の変更希望があった事業者と具体的な調整を行い、内容を更新する。

(3) 既存パンフレットデータ等の更新

(2)の変更内容を基にパンフレットデータ、旅行会社向け汎用企画書データの更新（7～28ページ）を行う。また、パンフレットの表紙及び裏表紙、1～6ページ、29

～34ページについては以下とおりに対処すること。

- ・表紙及び裏表紙：委託者の指示のもと情報更新等軽微な更新を行う。
- ・1～4ページ：委託者の指示のもと情報更新等軽微な更新を行う。ただし、2ページ目の目次については、(2)の更新内容に合わせ受託者が必要に応じて更新すること。
- ・5～6ページ：(2)の更新内容に合わせ受託者が必要に応じて更新すること。
- ・29～32ページ：委託者の指示のもと情報更新等軽微な更新を行う。
- ・33～34ページ：受託者が掲載施設の最新情報を確認し、必要に応じ情報を更新すること

なお、委託者より提供する既存 SDGs パンフレットのデータ（Adobe Illustrator 形式）及び汎用企画書のデータ（PowerPoint 形式）をベースとして更新すること。

また、パンフレットデータについては A4縦、4色カラー印刷が可能なデータとすること。

(4) データ納品

以下のデータが保存されたメディア（CD-R 又は DVD-R）を2枚納品すること。

① パンフレット完全版下データ (Adobe Illustrator 形式)

② パンフレット PDF データ

製本後の見開きの状態を1ページとして、表紙裏表紙含め1つのファイルとすること。

③ 写真データ

パンフレットに掲載するため新たに撮影又は取得した写真のデータ

④ 汎用企画書 PowerPoint データ

汎用企画提案書

5 成果物について

業務委託期間内の指定の期限までに、4(1)聞き取り結果、4(2)調整事項及び更新内容を取りまとめた報告書及び4(4)の納品データを提出すること。

6 成果物の著作権

(1) 受託者は委託者に対し、当該業務の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

(2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関

する著作権人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。

- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作権人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

7 その他

- (1) 本業務の履行に関し、委託者との連携を密にし、適宜委託者に確認の上で進めること。
- (2) 本業務の履行に関し、本仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理すること。
- (3) 本業務の遂行にあたり、事故やトラブル等が生じた場合は、速やかに委託者へ報告の上、受託者の責任において関係者へ誠実に対応すること。

8 担当

札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（15 階北側）

電話：011-211-2376 担当：小笠原、宗岡